

平成27年1月14日
生活文化部

世田谷区立健康増進・交流施設条例及び条例施行規則の一部改正について

(付議の要旨)

健康増進・交流施設の活性化と利便性の向上を図るため、世田谷区立健康増進・交流施設条例及び条例施行規則の一部を改正する。

1. 主旨

せたがや がやがや館は平成25年4月に、高齢者を中心とした多世代の区民に、自らの健康を増進し、生きがいを持って主体的に活動できる場、及び機会を提供する施設として開設した。

この間、広報活動に加え、施設でのさまざまなイベント、祭り等の事業を積極的に行い、区民に広く周知を図り、今年度は、昨年に比べ、約1.36倍に利用者が増えている状況である(平成26年11月30日現在92,863人 前年同月比24,762人増)。

今般、これまでの夜間利用の状況や使用方法を踏まえ、更なる施設の活性化と利便性の向上を図るため、健康増進・交流施設条例及び条例施行規則を改正する。

2. 改正内容

- (1) 運動室の個人利用を9:00~17:00とし、18:00~22:00を団体利用とする。
- (2) 娯楽室の個人利用を9:00~17:00とし、18:00~22:00を団体利用とする。
- (3) 交流室の個人利用を団体利用に変更し、新たな利用区分を午前(9:00~12:00) 午後(13:30~17:00)とする。なお、12:00~13:00は、交流目的の個人の開放の場とする。
- (4) 交流室の附帯設備であったカラオケ機器を他の施設でも利用可能とし、利用料金を設定する。
- (5) 多目的室の午後の利用区分を3パターンとし、午後A(13:00~15:00)、午後B(15:30~17:30)、午後C(13:00~17:00)とする。

3. 施行時期

上記(1)~(4)は4月1日、(5)は利用申込との関係から、10月1日とする。

4. 今後のスケジュール

平成27年2月3日	区民生活常任委員会報告
2月~3月	第1回区議会定例会(条例改正案の提案)
4月1日	改正条例施行予定